

四半期報告書

(第7期第1四半期) 自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

(E03614)

第7期第1四半期（自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んであります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルグループ**

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【経営上の重要な契約等】	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】	6
第3 【設備の状況】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【株価の推移】	34
3 【役員の状況】	34
第5 【経理の状況】	35
1 【四半期連結財務諸表】	36
2 【その他】	57
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	58

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第7期第1四半期(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)
【会社名】	株式会社三井住友フィナンシャルグループ
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 北山 禎介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
【電話番号】	東京(03)5512-3411(大代表)
【事務連絡者氏名】	財務部副部長 山崎 武
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成19年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)
連結経常収益	百万円	951,902	4,623,545
連結経常利益	百万円	73,635	831,160
連結四半期純利益	百万円	58,096	—
連結当期純利益	百万円	—	461,536
連結純資産額	百万円	5,285,491	5,224,076
連結総資産額	百万円	115,473,167	111,955,918
1株当たり純資産額	円	427,231.55	424,546.01
1株当たり四半期純利益 金額	円	7,523.83	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	59,298.24
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	7,223.18	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	56,657.41
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.35	10.56
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	108,675	5,782,588
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1,588,321	△5,086,559
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△56,839	102,112
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	1,206,758	2,736,752
従業員数	人	47,671	46,429

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第一基準を適用しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(銀行業)

海外において預金業務、貸出業務等を行うVietnam Export Import Commercial Joint Stock Bankを当社の持分法適用関連会社といたしました。

(その他事業)

国内において自動車販売金融業務を行うプライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社を当社の連結子会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

(1) 当第1四半期連結会計期間において、当社の関係会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社

(2) 当第1四半期連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

さくら情報システム株式会社

(3) 当第1四半期連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員 の兼 任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社) プライマス・ファイ ナンシャル・サ ービス株式会社	大阪市中央区	7,700	その他事業 (自動車販売 金融業)	41 (41) [15]	—	—	—	—	—
SMFG Preferred Capital USD 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,800,000	その他事業 (金融業)	100	—	—	—	—	—
SMBC Preferred Capital USD 2 Limited	英領ケイマン 諸島	千米ドル 1,811,000	その他事業 (融資業)	100 (100)	—	—	—	—	—
SMBC Capital India Private Limited	インド共和国 ニューデリー 市	百万インド ルピー 400	その他事業 (アドバイザー 業)	100 (100)	—	—	—	—	—
(持分法適用 関連会社) Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bank	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	百万ドン 12,140,241	銀行業	15.15 (15.15)	—	—	—	—	—

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は緊密な者及び同意している者の所有割合(外書き)であります。

3 上記関係会社のうち、特定子会社に該当する会社は、SMFG Preferred Capital USD 2 Limited、SMBC Preferred Capital USD 2 Limitedであります。

4 【従業員の状態】

(1) 連結会社における従業員数

(平成20年6月30日現在)

従業員数	47,671人
[外、平均臨時従業員数]	[13,409]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員16,157人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

(平成20年6月30日現在)

従業員数	162人
------	------

(注) 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

当第1四半期連結会計期間の財政状態及び経営成績の分析は、以下のとおりであります。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、四半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって変化する可能性がありますので、ご注意ください。

1 業績の状況

(1) 経済金融環境

当第1四半期を顧みますと、原油など国際商品市況の高騰を背景に世界的なインフレ懸念が高まる中、米国では住宅市場の調整の強まりなどを受けて景気の停滞が続き、欧州においても景気回復が緩やかになる一方で、アジアでは総じて高成長が続きました。わが国におきましては、エネルギー・原材料価格の上昇や米国向け輸出の鈍化などから、景気の減速感が強まりました。

金融資本市場におきましては、国内では政策金利が据え置かれ、短期市場金利である無担保コールレート(オーバーナイト物)はほぼ横ばいで推移しました。一方、長期市場金利である新発10年物国債の流通利回りは、インフレ懸念を映じて期初に比べて大きく上昇しました。円の対米ドル相場は円安方向に推移し、日経平均株価は前年度末に比べて上昇しました。

こうした中、金融界におきましては、6月に、わが国金融・資本市場の競争力強化に向けて、銀行・証券会社間のファイアーウォール規制の見直しなどを盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律が成立しました。

(2) 経営成績の分析

当第1四半期の連結粗利益は、4,719億円と前年同期比92億円の減益となりました。これは株式会社三井住友銀行において、国際業務部門での貸出金残高の増加や利鞘の改善等により、資金利益が前年同期比172億円増益となる一方、市場金利の上昇を受け債券ポートフォリオのポジション圧縮を行ったことから、国債等債券損益が前年同期比266億円悪化の302億円の損失となったことが主因であります。

営業経費につきましては、成長事業領域強化のためのシステム投資やお客様の利便性向上を目的とした拠点・施設拡充のための投資を行ったこと等を主因に、前年同期比351億円増加の2,751億円となりました。

与信関係費用は、株式会社三井住友銀行における債務者の業況悪化による償却・引当費用の増加や、前年同期に生じた貸倒引当金の引当率低下に伴う取崩しがないこと等を主因として、前年同期比599億円増加の1,139億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前年同期比1,213億円減益の736億円、特別損益や法人税等調整額等を勘案した連結四半期純利益は前年同期比615億円減益の580億円となりました。

なお、サブプライムローン関連の証券化商品等につきましては42億円の損失処理を行いました。その結果、当第1四半期連結会計期間末時点におけるサブプライムローン関連の証券化商品等の残高は、償却・引当控除後で30億円であります。この他、サブプライムローン関連以外の証券化商品等について43億円の損失処理を、またモノライン保険会社との取引について15億円の損失処理を行いました。

当第1四半期連結会計期間における主な項目の分析は、以下のとおりであります。

なお、前第1四半期連結会計期間につきましては、監査法人のレビューを受けておりません。

(金額単位 億円)

	前第1四半期 連結会計期間 (参考)	当第1四半期 連結会計期間	前第1四半期 連結会計期間比 (参考)
連結粗利益	4,812	4,719	△92
資金運用収支	2,944	3,301	356
信託報酬	7	5	△1
役務取引等収支	1,413	1,346	△67
特定取引収支	△459	△851	△391
その他業務収支	906	917	11
営業経費	2,399	2,751	351
不良債権処理額	541	1,142	600
貸出金償却	103	325	222
個別貸倒引当金繰入額	439	762	323
一般貸倒引当金繰入額	△6	11	18
その他	6	43	37
株式等損益	60	△50	△111
持分法による投資損益	52	14	△37
その他	△33	△53	△19
経常利益	1,950	736	△1,213
特別損益	△8	9	17
うち減損損失	8	7	△1
うち償却債権取立益	1	3	1
税金等調整前四半期純利益	1,942	745	△1,196
法人税、住民税及び事業税	221	232	11
法人税等調整額	326	△277	△603
少数株主利益	197	209	12
四半期純利益	1,196	580	△615

(注) 連結粗利益 = (資金運用収益 - 資金調達費用) + 信託報酬 + (役務取引等収益 - 役務取引等費用)
+ (特定取引収益 - 特定取引費用) + (その他業務収益 - その他業務費用)

与信関係費用 (= -)	540	1,139	599
------------------	-----	-------	-----

事業の種類別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は3,301億円、信託報酬は5億円、役員取引等収支は1,346億円、特定取引収支は△851億円、その他業務収支は917億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は2,886億円、信託報酬は5億円、役員取引等収支は830億円、特定取引収支は△875億円、その他業務収支は819億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は135億円、信託報酬は0億円、役員取引等収支は5億円、その他業務収支は92億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は481億円、役員取引等収支は570億円、特定取引収支は23億円、その他業務収支は313億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	288,603	13,503	48,167	△ 20,120	330,152
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	518,892	19,872	62,530	△ 53,996	547,299
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	230,289	6,369	14,363	△ 33,875	217,147
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	555	10	—	—	565
役員取引等収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	83,088	568	57,097	△ 6,085	134,668
うち役員取引等 収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	113,876	611	61,702	△ 10,930	165,259
うち役員取引等 費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	30,788	43	4,604	△ 4,845	30,591
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	△ 87,503	—	2,327	—	△ 85,176
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	14,192	—	14,456	△ 21,904	6,744
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	101,696	—	12,129	△ 21,904	91,921
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	81,979	9,243	31,330	△ 30,777	91,774
うちその他業務 収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	127,751	69,214	57,736	△ 31,603	223,099
うちその他業務 費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	45,772	59,971	26,406	△ 825	131,324

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
- 2 各事業の主な内容
- (1) 銀行業……………銀行業
 - (2) リース業……………リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業
- 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第1四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。
- 4 セグメント間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は3,301億円、信託報酬は5億円、役務取引等収支は1,346億円、特定取引収支は△851億円、その他業務収支は917億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は2,685億円、信託報酬は5億円、役務取引等収支は1,160億円、特定取引収支は△824億円、その他業務収支は1,029億円となりました。

海外の資金運用収支は658億円、役務取引等収支は186億円、特定取引収支は△26億円、その他業務収支は△112億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	268,526	65,815	△4,188	330,152
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	394,305	172,225	△19,231	547,299
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	125,779	106,410	△15,042	217,147
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	565	—	—	565
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	116,082	18,660	△74	134,668
うち役務取引等 収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	144,556	20,903	△200	165,259
うち役務取引等 費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	28,473	2,243	△125	30,591
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	△82,496	△2,679	—	△85,176
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	18,922	9,726	△21,904	6,744
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	101,419	12,405	△21,904	91,921
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	102,996	△11,291	70	91,774
うちその他業務 収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	214,399	8,727	△27	223,099
うちその他業務 費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	111,403	20,019	△98	131,324

(注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金銭の信託運用見合費用(当第1四半期連結会計期間7百万円)を資金調達費用から控除して表示しております。

4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社(△)」欄に表示しております。

(3) 財政状態の分析

貸出金

貸出金は、株式会社三井住友銀行において、海外で高格付け企業への貸出を積極的に行ったこと等により、前連結会計年度末比 2 兆359億円増加して64兆1,807億円となりました。

(金額単位 億円)

	前連結会計年度	当第1四半期 連結会計期間	前連結会計年度比
貸出金残高(末残)	621,448	641,807	20,359
うちリスク管理債権	10,927	11,765	838
うち住宅ローン(注)	152,277	153,290	1,013

(注) 当社国内銀行子会社の単体計数を単純合算して表示しております。

[ご参考] 国内・海外別及び事業の種類別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年3月31日現在					平成20年6月30日現在				
	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	52,008,651	30,733	648,056	52,687,441	100.00	52,585,693	6,413	654,280	53,246,388	100.00
製造業	5,644,211	23,892	27,447	5,695,551	10.81	6,078,772	—	46,116	6,124,889	11.50
農業、林業、漁業及び鉱業	145,608	—	636	146,244	0.28	126,214	—	466	126,681	0.24
建設業	1,355,919	—	4,483	1,360,402	2.58	1,265,909	—	4,306	1,270,216	2.39
運輸、情報通信、公益事業	3,052,541	3,024	6,226	3,061,792	5.81	3,065,770	3,024	6,113	3,074,907	5.78
卸売・小売業	5,316,365	3,817	23,541	5,343,724	10.14	5,261,249	3,389	27,584	5,292,223	9.94
金融・保険業	4,461,829	—	7,938	4,469,767	8.48	4,589,292	—	7,869	4,597,161	8.63
不動産業	7,592,786	—	198,183	7,790,969	14.79	7,609,014	—	188,771	7,797,785	14.65
各種サービス業	5,846,274	—	77,816	5,924,091	11.24	5,759,265	—	73,717	5,832,983	10.95
地方公共団体	846,982	—	—	846,982	1.61	794,435	—	—	794,435	1.49
その他	17,746,131	—	301,782	18,047,914	34.26	18,035,770	—	299,334	18,335,104	34.43
海外及び特別国際金融取引勘定分	9,159,289	97,392	200,751	9,457,433	100.00	10,768,103	30,627	135,669	10,934,400	100.00
政府等	32,848	—	—	32,848	0.35	30,760	—	—	30,760	0.28
金融機関	620,995	—	389	621,385	6.57	824,170	—	413	824,583	7.54
商工業	7,575,601	92,291	195,071	7,862,965	83.14	8,854,794	29,555	134,792	9,019,142	82.49
その他	929,843	5,100	5,289	940,234	9.94	1,058,378	1,072	464	1,059,914	9.69
合計	61,167,940	128,126	848,807	62,144,874	—	63,353,796	37,041	789,950	64,180,788	—

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業………証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

3 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社であります。

4 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び在外連結子会社であります。

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況（株式会社三井住友銀行単体）

株式会社三井住友銀行単体の金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比757億円増加して8,796億円となりました。

これは、一部の債務者の業況悪化による貸出債権の劣化等によるものであります。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が92億円増加して1,270億円、危険債権が754億円増加して4,774億円、要管理債権が89億円減少して2,752億円となりました。

なお、不良債権比率は1.30%と引き続き低水準を維持しております。

(金額単位 億円)

	平成20年3月末	平成20年6月末	平成20年3月末比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,178	1,270	92
危険債権	4,020	4,774	754
要管理債権	2,841	2,752	△89
合計	8,039	8,796	757
正常債権	639,282	665,382	26,100
総計	647,321	674,178	26,857
不良債権比率 (= /)	1.24%	1.30%	0.06%
直接減額実施額	3,338	3,862	524

有価証券

有価証券は、金利動向を踏まえたオペレーションにより、短期国債を中心に国債の残高が増加したこと等から、前連結会計年度末比1兆8,579億円増加して25兆3,754億円となりました。

(金額単位 億円)

	前連結会計年度	当第1四半期 連結会計期間	前連結会計年度比
有価証券	235,175	253,754	18,579
国債	93,399	112,790	19,390
地方債	4,392	4,351	△41
社債	38,807	38,302	△505
株式	37,497	41,066	3,568
うち時価のあるもの	30,388	33,977	3,589
その他の証券	61,077	57,243	△3,833

(注) 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[ご参考] 有価証券等の評価損益（株式会社三井住友銀行単体）

(金額単位 億円)

	平成20年3月末	平成20年6月末	平成20年3月末比
満期保有目的の債券	170	△16	△186
子会社・関連会社株式	10	126	116
その他有価証券	7,557	9,285	1,728
うち株式	9,363	12,634	3,271
うち債券	△1,295	△2,050	△755
その他の金銭の信託	△0	△0	△0
合計	7,738	9,395	1,657

繰延税金資産

繰延税金資産の計上は、財務の健全性確保の観点から引き続き保守的に行っておりますが、残高は、前連結会計年度末比58億円増加して9,913億円となりました。

(金額単位 億円)

	前連結会計年度	当第1四半期 連結会計期間	前連結会計年度比
繰延税金資産	9,855	9,913	58
繰延税金負債	520	323	△197

預金

預金は、前連結会計年度末比3兆4,034億円増加して76兆941億円となりました。

(金額単位 億円)

	前連結会計年度	当第1四半期 連結会計期間	前連結会計年度比
預金	726,906	760,941	34,034
国内	668,476	682,579	14,102
海外	58,429	78,361	19,932

純資産の部

純資産の部合計は、5兆2,854億円となりました。

このうち株主資本は、3兆905億円となりました。内訳は、資本金1兆4,208億円、資本剰余金578億円、利益剰余金1兆7,360億円、自己株式△1,241億円となっております。

また、評価・換算差額等合計は、5,185億円となりました。内訳は、その他有価証券評価差額金6,688億円、繰延ヘッジ損益△1,064億円、土地再評価差額金350億円、為替換算調整勘定△789億円となっております。

2 キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は+1,086億円、有価証券の取得・売却や有形固定資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」は△1兆5,883億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」は△568億円となりました。

その結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は1兆2,067億円となりました。

3 対処すべき課題、研究開発活動

サブプライムローン問題に端を発する金融市場の混乱に加え、国内外で景気の減速懸念が高まる中、当社グループは、平成20年度を、「不透明・不確実な環境変化に適切に対応しつつ、中期経営計画の実現に向け着実に前進する年」と位置付け、引き続き、当社グループの持ち味である「先進性」、「スピード」、「提案・解決力」を活かし、中期経営計画で掲げた「成長事業領域の重点的強化」及び「持続的成長に向けた企業基盤の整備」の2点に取り組んでまいります。

(1) 対処すべき課題

成長事業領域の重点的強化

(個人向け金融コンサルティングビジネス、支払・決済・コンシューマーファイナンス)

個人のお客さまにつきましては、まず、株式会社三井住友銀行における金融コンサルティングビジネスの一段の高度化を進めてまいります。具体的には、昨年12月に銀行等による保険販売が全面解禁されたことを受けて取扱いを開始した終身、定期、医療等の6種類の保険商品、投資信託、個人年金保険、SMBCフレンド証券株式会社が提供する投資一任契約に基づく資産運用サービス等の商品ラインアップの一層の充実を図り、引き続き、お客さまの多様化するニーズにお応えしてまいります。また、コンサルタントの増員、研修等を通じたコンサルタントのスキル向上に努めると共に、支店、SMBCコンサルティングプラザ及びSMBCコンサルティングオフィスといった多様な形態の店舗を積極的に展開してまいります。

次に、クレジットカード事業につきましては、本年2月に策定した当社グループの今後のクレジットカード事業戦略に基づき、来年4月を目途に、株式会社セントラルファイナンス、株式会社オーエムシーカード及び株式会社クオークの合併を計画しております。当社グループでは、今後、合併新会社と三井住友カード株式会社を軸に、グループトータルでのスケールメリットの追求及び提携各社の強みを活かしたトップラインシナジーの極大化を通じて、「本邦ナンバーワンのクレジットカード事業体」の実現を目指してまいります。加えて、プロミス株式会社との協働事業につきましても、引き続き、ローン契約機の増設等を通じて推進し、お客さまのライフスタイルに応じた健全なファイナンスニーズにお応えしてまいります。

(法人向けソリューションビジネス、投資銀行・信託業務)

法人のお客さまにつきましては、引き続き、お客さまの多様なニーズに的確に応える質の高いソリューション提供に取り組んでまいります。具体的には、株式会社三井住友銀行におきまして、シンジケート・ローン、ストラクチャード・ファイナンス等の多様な資金調達手法や、M&Aを通じた事業拡大・再編のご提案など、お客さまの経営課題に対するソリューション提供を、法人営業部等の営業拠点とコーポレート・アドバイザー本部との協働や、大和証券エスエムビーシー株式会社との連携を通じて推進してまいります。また、営業拠点とプライベート・アドバイザー本部との協働を通じて、事業承継、職域取引等の個人と法人のお客さまのニーズが重なる分野を強化いたしますと共に、本年4月に新設いたしましたグローバル・アドバイザー部を通じて、国内外の拠点の連携を推進し、お客さまの海外進出や海外における事業展開等に対するソリューション提供を一段と強化してまいります。加えて、成長企業育成ビジネス、公共法人・地域金融機関取引、環境ビジネスといった成長分野における取組みにつきましても引き続き推進してまいります。

リース事業におきましては、当社グループと住友商事グループとの戦略的提携に基づき、昨年10月、三井住友リース株式会社と住商リース株式会社が合併し、三井住友ファイナンス&リース株式会社が発足いたしました。今後、銀行系リースと商社系リースのノウハウを結集し、取扱商品の多様化、差別化を推進することにより、お客さまにとって、より付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。また、株式会社日本総研ソリューションズによるシステム構築・運用やIT・セキュリティ関連コンサルティング業務等、グループ一体となったソリューション提供につきましても更に進めてまいります。

(グローバルマーケットにおける特定分野)

重要市場と位置付けているアジア地域におきましては、本年4月に株式会社三井住友銀行にアジア・大洋州本部を設置し、より地域に密着した機動的な業務運営を進めてまいります。

また、昨年来推進しておりますベトナムイグジムバンクとの資本・業務提携や第一商業銀行(台湾)などアジア各国の地場銀行との戦略的提携を梃子に、アジア地域における事業を一段と強化してまいります。

更に、本年6月、株式会社三井住友銀行は、英国の大手金融機関であるバークレーズ・ピーエルシーと、同社に対して約5億ポンドの出資を行うこと、及び、今回の出資を機に業務協働することについて合意いたしました。協働の具体的な内容につきましては、今後検討してまいります。

加えて、中東等の成長市場における拠点の増強や、プロジェクトファイナンス、船舶ファイナンスといった株式会社三井住友銀行が強みを持つ特定プロダクツの強化につきましても、引き続き進めてまいります。

(自己勘定投資、アセット回転型ビジネス)

メザニン、エクイティやファンド投資等の自己勘定投資や、貸出等を通じて引き受けたリスクの加工及び投資家に対する販売を行うアセット回転型ビジネスについては、環境変化に対し柔軟かつ機敏に対応できる体制を構築し、ビジネス機会を適切に捕捉してまいります。

持続的成長に向けた企業基盤の整備

当社グループは、持続的成長を支える企業基盤の整備を一段と進めてまいります。

コンプライアンスにつきましては、引き続き、国内外を問わず、法令等の遵守を徹底し、磐石の体制を構築してまいります。また、CS・品質の向上につきましても、今後とも、お客さまのご意見・ご要望を活かす体制をより強化してまいります。

リスク管理につきましては、平成18年度末に導入したバーゼルⅡ(新BIS規制)への対応を着実に進め、一段と高度化してまいりますとともに、株式会社三井住友銀行におきましては、本年4月に設置した与信モニタリング室を通じて、法人営業拠点に対する支援・指導を実施する等、与信管理体制の一段の強化を図ってまいります。

人材マネジメントにつきましても、意欲を持った従業員による、より上位の職務へのチャレンジや担当職務の拡大を通じて、お客さまにより質の高いサービスを提供できる体制を築いてまいります。

また、当社は、「最高の信頼を得られ世界に通じる金融グループ」を目指し、ニューヨーク証券取引所への上場を検討してまいります。

なお、当社は、中期経営計画に基づき、株主の皆さまへの利益還元を強化する観点から、平成20年度の普通株式1株当たりの配当金を、前年度実績対比で2,000円増加の14,000円(うち、7,000円は中間配当金)とする予定です。今後も、中期経営計画の着実な進捗に合わせて、株主還元の一層の充実を積極的に検討してまいります。

当社グループは、今年度、これらの取り組みを通じて中期経営計画達成への歩を進めてまいりますと共に、お客さま、株主・市場、社会からのご評価を更に高めてまいりたいと考えております。

(2) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は19百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 【主要な設備の状況】

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 【設備の新設、除却等の計画】

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第1四半期連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
第四種優先株式	50,100
第五種優先株式	167,000
第六種優先株式	70,001
第七種優先株式	167,000
第八種優先株式	115,000
第九種優先株式	115,000
計	15,684,101

(注) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第88号。以下、「決済合理化法」という。)の施行による株式への振替制度の適用に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、「決済合理化法」の施行日の前日を効力が生ずる日として、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、定款の一部を変更しております。効力発生日の当社の普通株式の発行可能種類株式総数は1,500,000,000株、発行可能株式総数は1,500,684,101株となります。

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,890,804.77	同左	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)1
第1回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第2回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第3回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第4回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第9回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第10回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第11回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第12回第四種優先株式	4,175	同左	—	(注)1, 2, 4
第1回第六種優先株式	70,001	同左	—	(注)3
計	7,994,205.77	同左	—	—

(注) 1 提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第4回及び第9回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「各回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) 取得請求

各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。

取得請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

取得の条件

ア. 取得請求権行使価額

取得請求権行使価額は318,800円とする。

イ. 取得請求権行使価額の修正

各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が105,100円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。

ウ. 取得請求権行使価額の調整

(ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。

(I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\begin{array}{l} \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)}} \times \text{調整前取得請求権行使価額} \\ \text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数}}{\text{時価}} \times \text{調整前取得請求権行使価額} \end{array}$$

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} - \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\text{調整後取得請求権行使価額} = \frac{\text{調整前取得請求権行使価額} \times \text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権)の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数- (下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

(i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当社に普通株式の交付を請求することができる権利(当社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当てる場合は、当該基準日、基準日を設けずに割当てる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(II)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

$$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$

- (v) 当社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および端株買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(Ⅲ)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびごとに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- (キ) 本ウ。(上記(ウ)を除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ. 上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。

- オ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。

なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

- カ. 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容

当会社普通株式

- キ. 取得請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

- ク. 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。

一斉取得

- ア. 当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を500,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。

- イ. 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

- (7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

- (8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

- 3 第1回第六種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

- (1) 優先配当金

当会社は、剰余金の配当を行うときは、第1回第六種優先株式を有する株主(以下「第1回第六種優先株主」という)または第1回第六種優先株式の登録株式質権者(以下「第1回第六種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき88,500円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

- (2) 優先中間配当金

当会社は、中間配当を行うときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき44,250円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

第1回第六種優先株主または第1回第六種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 取得条項

当社は、第1回第六種優先株式発行後、平成23年3月31日以降はいつでも、第1回第六種優先株式1株につき3,000,000円の金銭の交付と引換えに、第1回第六種優先株式の一部または全部を取得することができる。一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法によりこれを行う。

(5) 議決権

第1回第六種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

(6) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

当社は、法令に定める場合を除き、第1回第六種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

当社は、第1回第六種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当社は、第1回第六種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。

(7) 発行の方法

第三者割当ての方法により、適格機関投資家(金融商品取引法に定義される)に割り当てる。

(8) 第1回第六種優先株式の保有に関する事項についての当会社と割当先との取決めの内容

割当先が第1回第六種優先株式を第三者に譲渡する場合には、当会社による事前の同意を必要とする。ただし、第1回第六種優先株式の払込期日(平成17年3月29日)後8年目の応当日以降はこの限りではない。

4 平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株主総会における定款等一部変更案の承認に基づき、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」という)の施行日の前日を効力発生日として、各回第四種優先株式の内容は次のとおりとなります。

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、各回第四種優先株式を有する株主(以下「各回第四種優先株主」という)または各回第四種優先株式の登録株式質権者(以下「各回第四種優先登録株式質権者」という)に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき135,000円の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という)を行う。ただし、当該事業年度において下記(2)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額を支払うものとする。

ある事業年度において、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対して行う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、優先配当金の額を超えて配当は行わない。

(2) 優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。

各回第四種優先株主または各回第四種優先登録株式質権者に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

各回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有するものとする。

- (5) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等
 当社は、法令に定める場合を除き、各回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
 当社は、各回第四種優先株主に対し、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
 当社は、各回第四種優先株主に対し、株式または新株予約権の無償割当ては行わない。
- (6) 取得請求
 各回第四種優先株主は、普通株式の交付と引換えに各回第四種優先株式の取得を請求することができる。
 取得請求期間
 平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。
 取得の条件
- ア. 取得請求権行使価額
 取得請求権行使価額は3,188円とする。
- イ. 取得請求権行使価額の修正
 各回第四種優先株主が当会社に対し各回第四種優先株式の取得を請求した日(以下「修正日」という)において、取得請求権行使価額は、(i)修正日の前日において有効な取得請求権行使価額、または、(ii)修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後取得請求権行使価額」という)。ただし、修正後取得請求権行使価額が1,051円(ただし、下記ウ.により調整される)(以下「下限取得請求権行使価額」という)を下回る場合には、下限取得請求権行使価額をもって修正後取得請求権行使価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記ウ.により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後取得請求権行使価額はウ.に準じて調整される。なお、修正後取得請求権行使価額は、修正日に取得請求がなされた当該各回第四種優先株式についてのみ適用される。
- ウ. 取得請求権行使価額の調整
 (ア)各回第四種優先株式発行後、次の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合には、取得請求権行使価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「取得請求権行使価額調整式」といい、取得請求権行使価額調整式により調整された取得請求権行使価額を、以下、「調整後取得請求権行使価額」という)により調整される。
 (I)下記(i)ないし(iii)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

既発行 普通株式数	+	新たに発行もしくは処分された普通株式数または転換型証券(下記(iii)に定義される)もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される)に関する計算の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項の定める事由の発生または新株予約権の行使により交付され得る普通株式数	×	普通株式1株あたりの払込金額(新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を含む)
調整後 取得請求権 行使価額	=	調整前 取得請求権 行使価額	×	時価
		既発行普通株式数+		新たに発行もしくは処分された普通株式数 または転換型証券(下記(iii)に定義される) もしくは新株予約権(下記(iii)に定義される) に関する計算の場合は、取得請求権の 行使もしくは取得条項の定める事由の発生 または新株予約権の行使により交付され得 る普通株式数

(II) 下記(iv)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\frac{\text{調整後取得請求権行使価額}}{\text{調整前取得請求権行使価額}} = \frac{\text{時価} \times \text{普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記(iv)に定義される)または債務証券もしくは資産の分配に関する基準日(権利を有する株主を確定するために定められた日を以下「基準日」という)(下記(iv)に定義される)における適正市場価格(*)}}{\text{時価}}$$

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

(III) 下記(v)に該当する場合、取得請求権行使価額調整式は、以下のとおりとする。

$$\frac{\text{調整後取得請求権行使価額}}{\text{調整前取得請求権行使価額}} = \frac{\text{時価} \times \text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額}}{\text{時価} \times (\text{既発行普通株式数} - \text{下記(v)において、取得される普通株式数(または、転換型証券もしくは新株予約権)の場合は、取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付される普通株式数})}$$

なお、上記取得請求権行使価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数- (下記(v)に従って、取得される普通株式(または、転換型証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払うべき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。

調整後取得請求権行使価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (i) 当社が、取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合(新株予約権の行使または転換型証券にかかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生による普通株式の交付の場合を除く)

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に当該普通株式の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外の場合は当該普通株式の払込の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

- (ii) 株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する場合

取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

ただし、剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することを条件としてその部分をもって株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行または処分する旨取締役会で決議する場合において、当該資本金の額の増加の決議をする株主総会の日よりも前を株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日)とする場合には、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。

(iii) 取得請求権行使価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換えに当会社に当該証券の取得を請求する権利もしくは当会社が当該証券を取得することができる旨の条項が付された証券(当該各回第四種優先株式と同時に発行される他の各回第四種優先株式を除く。以下「転換型証券」という)または当会社に普通株式の交付を請求することができる権利(当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合取得請求権行使価額は、上記(I)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整されるものとし、基準日を設けて株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときは、その基準日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。当該転換型証券または新株予約権を発行する場合、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日に、発行される転換型証券の全額が普通株式の交付と引換えに取得されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後取得請求権行使価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められていない場合には、かかる転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換型証券の取得請求権行使価額もしくは取得価額または新株予約権の行使価額がかかる転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換型証券または新株予約権についての1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額が定められている場合は、株主に転換型証券または新株予約権の割当てを受ける権利が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換型証券の払込の日または新株予約権の割当日(ただし、新株予約権無償割当てにより基準日を設けて割当ててゐる場合は、当該基準日、基準日を設けなくて割当ててゐる場合は、当該新株予約権無償割当ての効力発生日)の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とするが、転換型証券または新株予約権は、1株あたりの当初の取得請求権行使価額、取得価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止のための調整は考慮しないものとする)により、かかる取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大数の普通株式が交付されたものとみなされる。その後、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により交付されうる最大の普通株式数、または取得請求権行使価額、取得価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換型証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、当該変更を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後取得請求権行使価額が、これらの転換型証券または新株予約権の発行またはみなし発行により本(iii)に基づき行われた調整ないし再計算の結果、従前に減少したことがない限りは調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができず、従前に減少したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後取得請求権行使価額の増加を行うことができないものとする)が、かかる転換型証券の取得請求権の行使もしくは取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により、実際に普通株式が交付されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないものとする。また、その後、かかる転換型証券に係る取得請求権、取得条項に定める事由または新株予約権のいずれかが消滅した場合には、調整後取得請求権行使価額は、各回第四種優先株式の取得請求権行使の直前において、かかる転換型証券の取得請求権の行使、取得条項に定める事由の発生または新株予約権の行使により実際に交付された普通株式数のみを反映させるべく再計算されるものとする。

各回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換型証券および新株予約権は、各回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

- (iv) 当会社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産の分配(特別現金配当以外の金銭による剰余金の配当を除く)を行う場合
かかる配当または分配の際に適用される取得請求権行使価額は、上記(II)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当については、対象となる事業年度(以下に定義する)の末日の翌日を、また、分配を受ける権利については、分配を受ける権利を有する株主を確定するために定められた基準日の翌日を、かかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
「特別現金配当」とは、当社が対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の合計額に基づく配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3事業年度の各事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当の各合計額に基づく配当利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。
「事業年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以外の日に終了するように事業年度を変更した場合、事業年度は、かかる変更に応じて変更されたものとみなされる。
「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。
- $$\frac{\text{対象となる事業年度中の日を基準日とする金銭による剰余金の配当について、当社が決定した普通株式1株あたりの金銭による剰余金の配当の合計額}}{\text{対象となる事業年度の東京証券取引所における普通株式の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値}} \times 100\%$$
- (v) 当会社が、普通株式の取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株あたりの時価を上回る1株あたりの価額をもって行う場合(当社が会社法の規定に従い市場取引等により普通株式を取得する場合および単元未満株式買取請求権の行使に関連して普通株式を取得する場合を除く)、または、転換型証券もしくは普通株式の交付を受けることができる権利が付されたその他の証券の償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株あたりの時価を上回る普通株式1株あたりの対価をもって行う場合
かかる取得の際において適用される取得請求権行使価額は、上記(III)に定める取得請求権行使価額調整式に従って算出された調整後取得請求権行使価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を償還またはその他の事由により取得するたびに、取得請求権行使価額の調整は行われるものとし、取得日の翌日にかかる調整後取得請求権行使価額の適用開始日とする。
- (イ) 株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合その他上記(ア)に該当しない希薄化事由により取得請求権行使価額の調整を必要とする場合には、上記(ア)に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- (ウ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「時価」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日(ただし、上記(ア)(ii)ただし書きの場合には株式の分割または無償割当てのための基準日(ただし、無償割当ての基準日がない場合には、無償割当ての効力発生日))に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。なお、決済合理化法の施行日の前日より前の取引日の終値については、その100分の1の値とする)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、調整後取得請求権行使価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記(ア)により取得請求権行使価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後取得請求権行使価額は上記(ア)に準じて調整される。
- (エ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「調整前取得請求権行使価額」は、調整後取得請求権行使価額の適用開始日の前日において有効な取得請求権行使価額とする。
- (オ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、権利を有する株主を確定するための基準日がある場合はその日、権利を有する株主を確定するための基準日がない場合は調整後取得請求権行使価額の適用開始日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- (カ) 取得請求権行使価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記(ア)(i)の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記(ア)(ii)の場合には0円、上記(ア)(iii)の場合には普通株式1株あたりの当該取得請求権行使価額または普通株式1株あたりの新株予約権の払込金額および行使に際しての払込金額の合計額とする。

- (キ)本ウ.(上記ウを除く)において「普通株式」とは、普通株式、および(i)剰余金の配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ(ii)償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- エ.上記ウ.により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても、取得請求権行使価額調整式を、「取得請求権行使価額」を「下限取得請求権行使価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記ウ.(イ)により取得請求権行使価額の調整を行う場合には、下限取得請求権行使価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限取得請求権行使価額の調整は、上記ウ.(イ)に基づく取得請求権行使価額の調整と同時に有効になるものとする。
- オ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数
各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{各回第四種優先株主が取得請求権行使のために提出した各回第四種優先株式の払込金額総額}}{\text{取得請求権行使価額}}$$

- 各回第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数は、会社法第167条第3項の規定によりこれを取り扱う。また、この算出に当たって単元未満株式が生じたときは、単元未満株式の買取請求権が行使されたものとし、現金精算する。
- なお、本オ.に従う限り、いかなる数の各回第四種優先株式を有していたとしても、その各回第四種優先株主1人が行う1回の取得請求により、普通株式1単元に満たない部分は1つより多くは生じない。
- カ.各回第四種優先株式の取得と引換えに交付する株式の内容
当会社普通株式
- キ.取得請求受付場所
東京都千代田区丸の内一丁目4番4号
住友信託銀行株式会社 証券代行部
- ク.取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求書および各回第四種優先株式の株券が上記キ.の取得請求受付場所に到着した日に発生する。
一斉取得
- ア.当会社は、取得請求期間中に取得の請求がなされなかった各回第四種優先株式については、同期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という)をもって、各回第四種優先株式1株の払込金額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。ただし、当該平均値が5,000円を下回るときは、各回第四種優先株式1株の払込金額を5,000円で除して得られる数の普通株式の交付と引換えに取得する。
- イ.前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取り扱う。

(7) 発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに各回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

(8) 各回第四種優先株式の保有に関する事項についての当会社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当会社との間で平成15年1月15日締結の優先株式引受契約書(以下「各回第四種優先株式引受契約書」という)において、当会社により割り当てられ保有する各回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わないこと等を約している。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、各回第四種優先株式引受契約書に従い、各回第四種優先株式を譲渡した場合には、各回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該各回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は平成13年改正旧商法に基づき新株予約権を発行しております。

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	1,081個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	1,081株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 669,775円
新株予約権の行使期間	平成16年6月28日から 平成24年6月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 669,775円 資本組入額 334,888円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時において当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位にあることを要す。 ただし、任期満了による退任、定年退職その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社または株式会社三井住友銀行の役職員の地位を失った後も5年間に限り新株予約権を行使できる。 新株予約権者が死亡した場合には、その相続人が新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。

2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、払込金額は、株式の分割または併合の際にも適宜調整される。

(3) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月30日(注)1	157,151	8,010,905.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545
平成20年5月16日(注)2	△16,700	7,994,205.77	—	1,420,877,175	—	642,355,545

(注) 1 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式につき取得請求権が行使されたことに伴い、普通株式が157,151株増加いたしました。

2 第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式を消却したことに伴い、第四種優先株式が16,700株減少いたしました。

(5) 【大株主の状況】

普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間における大株主の異動は把握しておりません。

優先株式

平成20年4月30日に、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式及び第8回第四種優先株式の全株式につき取得請求権が行使され、当社が当該各優先株式を取得いたしました。また、当社は平成20年5月16日に、当該各優先株式を消却いたしました。

その他の優先株式につきましては、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」につきましては、実質株主の把握ができず、記載することができないことから、直前の基準日(平成20年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成20年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 120,101	—	(1)株式の総数等 発行済株式参照 (注)1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 68,516 (相互保有株式) 普通株式 107,491	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,533,984	7,533,984	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)2
端株	普通株式 23,662.77	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 (注)3,4
発行済株式総数	7,853,754.77	—	—
総株主の議決権	—	7,533,984	—

(注) 1 無議決権株式のうち、平成20年5月16日に、第5回第四種優先株式4,175株、第6回第四種優先株式4,175株、第7回第四種優先株式4,175株及び第8回第四種優先株式4,175株を消却いたしました。

2 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、358株(議決権358個)含まれております。

3 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.41株が含まれております。

4 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が0.60株含まれております。

【自己株式等】

(平成20年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	68,516	—	68,516	0.88
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	100,481	—	100,481	1.29
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目9番1号	7,010	—	7,010	0.09
計	—	176,007	—	176,007	2.27

(注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高(円)	935,000	934,000	964,000
最低(円)	657,000	802,000	795,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 2 当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)は、四半期連結財務諸表の作成初年度であるため、前第1四半期連結累計期間との対比は行っておりません。
- 3 四半期連結財務諸表及びその他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 4 当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)の四半期連結財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日現在)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)	
資産の部				
現金預け金	2	5,166,022	2	5,017,325
コールローン及び買入手形		765,797		595,802
買現先勘定		355,955		357,075
債券貸借取引支払保証金		550,213		1,940,170
買入金銭債権	2	1,152,452	2	1,153,070
特定取引資産	2	4,326,524	2	4,123,611
金銭の信託		7,909		7,329
有価証券	2, 4	25,375,415	2, 4	23,517,501
貸出金	1, 2	64,180,788	1, 2	62,144,874
外国為替		1,198,160		893,567
リース債権及びリース投資資産	2	1,987,103	2	-
その他資産	2	3,936,363	2	4,951,587
有形固定資産	3	969,297	3	820,411
無形固定資産		342,010		332,525
リース資産	3	-	3	1,425,097
繰延税金資産		991,379		985,528
支払承諾見返		5,081,110		4,585,141
貸倒引当金		913,335		894,702
資産の部合計		115,473,167		111,955,918

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日現在)
負債の部		
預金	76,094,111	72,690,624
譲渡性預金	2,769,298	3,078,149
コールマネー及び売渡手形	3,460,887	2,638,142
売現先勘定	925,280	1,832,467
債券貸借取引受入担保金	5,781,476	5,732,042
特定取引負債	2,465,331	2,671,316
借入金	4,259,182	4,279,034
外国為替	340,035	301,123
短期社債	808,000	769,100
社債	3,950,874	3,969,308
信託勘定借	91,157	80,796
その他負債	4,018,992	3,916,427
賞与引当金	8,769	29,267
役員賞与引当金	-	1,171
退職給付引当金	37,015	38,701
役員退職慰労引当金	7,017	7,998
預金払戻引当金	9,123	10,417
特別法上の引当金	431	1,118
繰延税金負債	32,342	52,046
再評価に係る繰延税金負債	47,236	47,446
支払承諾	5,081,110	4,585,141
負債の部合計	110,187,676	106,731,842
純資産の部		
資本金	1,420,877	1,420,877
資本剰余金	57,813	57,826
利益剰余金	1,736,008	1,740,610
自己株式	124,122	123,989
株主資本合計	3,090,576	3,095,324
その他有価証券評価差額金	668,888	550,648
繰延ヘッジ損益	106,465	75,233
土地再評価差額金	35,078	34,910
為替換算調整勘定	78,947	27,323
評価・換算差額等合計	518,553	483,002
新株予約権	51	43
少数株主持分	1,676,309	1,645,705
純資産の部合計	5,285,491	5,224,076
負債及び純資産の部合計	115,473,167	111,955,918

(2) 【四半期連結損益計算書】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
経常収益	951,902
資金運用収益	547,299
(うち貸出金利息)	398,074
(うち有価証券利息配当金)	81,564
信託報酬	565
役務取引等収益	165,259
特定取引収益	6,744
その他業務収益	223,099
その他経常収益	※1 8,933
経常費用	878,267
資金調達費用	217,154
(うち預金利息)	99,988
役務取引等費用	30,591
特定取引費用	91,921
その他業務費用	131,324
営業経費	275,185
その他経常費用	※2 132,090
経常利益	73,635
特別利益	※3 1,902
特別損失	※4 974
税金等調整前四半期純利益	74,563
法人税、住民税及び事業税	23,229
法人税等調整額	△27,732
少数株主利益	20,970
四半期純利益	58,096

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自平成20年4月1日
 至平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	74,563
減価償却費	29,140
減損損失	729
のれん償却額	3,912
持分法による投資損益(△は益)	△1,475
貸倒引当金の増減額(△は減少)	20,562
賞与引当金の増減額(△は減少)	△19,894
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△1,171
退職給付引当金の増減額(△は減少)	245
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△930
預金払戻引当金の増減額(△は減少)	△1,293
資金運用収益	△547,299
資金調達費用	217,154
有価証券関係損益(△)	35,085
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△104
為替差損益(△は益)	△180,368
固定資産処分損益(△は益)	△639
特定取引資産の純増(△)減	△269,649
特定取引負債の純増減(△)	△144,922
貸出金の純増(△)減	△2,265,437
預金の純増減(△)	3,351,291
譲渡性預金の純増減(△)	△312,958
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△26,941
有利息預け金の純増(△)減	△1,680,671
コールローン等の純増(△)減	△166,202
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	1,389,957
コールマネー等の純増減(△)	△85,634
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	49,434
外国為替(資産)の純増(△)減	△303,740
外国為替(負債)の純増減(△)	38,947
リース債権及びリース投資資産の純増(△)減	29,764
短期社債(負債)の純増減(△)	32,900
普通社債発行及び償還による増減(△)	△48,601
信託勘定借の純増減(△)	10,360
資金運用による収入	504,518
資金調達による支出	△194,066
その他	626,335
小計	162,898
法人税等の支払額	△54,222
営業活動によるキャッシュ・フロー	108,675

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	△11,259,898
有価証券の売却による収入	6,372,465
有価証券の償還による収入	3,360,775
金銭の信託の増加による支出	△527
金銭の信託の減少による収入	0
有形固定資産の取得による支出	△46,773
有形固定資産の売却による収入	10,045
無形固定資産の取得による支出	△20,148
無形固定資産の売却による収入	2
子会社株式の売却による収入	363
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	△6,352
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	1,725
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,588,321
財務活動によるキャッシュ・フロー	
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	53,600
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△66,600
配当金の支払額	△20,831
少数株主からの払込みによる収入	191,556
少数株主への払戻しによる支出	△191,556
少数株主への配当金の支払額	△22,862
自己株式の取得による支出	△169
自己株式の処分による収入	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	△56,839
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,489
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,529,995
現金及び現金同等物の期首残高	2,736,752
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,206,758

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更</p> <p>プライマス・ファイナンシャル・サービス株式会社他13社は株式取得等により、当第1四半期連結会計期間より連結子会社としております。</p> <p>さくら情報システム株式会社他2社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用関連会社としております。</p> <p>また、エスエムエフエル・フォーマルハウト有限会社他3社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となったため、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法非適用非連結子会社としております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 275社</p>
2 持分法の適用に関する事項の変更	<p>(1) 持分法適用関連会社</p> <p>① 持分法適用関連会社の変更</p> <p>Vietnam Export Import Commercial Joint Stock Bankは株式取得により、当第1四半期連結会計期間より持分法適用関連会社としております。</p> <p>さくら情報システム株式会社他2社は株式売却に伴う議決権の所有割合の低下により、当第1四半期連結会計期間より連結子会社から除外し、持分法適用関連会社としております。</p> <p>また、ジャパン・ペンション・ナビゲーター株式会社は議決権の所有割合の増加により連結子会社となったため、当第1四半期連結会計期間より持分法適用関連会社から除外しております。</p> <p>② 変更後の持分法適用関連会社の数 74社</p>
3 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、期首における利益剰余金が3,132百万円減少してしております。</p> <p>また、当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p>

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
	<p>(2) リース取引に関する会計基準</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号 平成19年3月30日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。また、当該取引に係る借手のリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。これによる当第1四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、借手側は平成19年連結会計年度末日における未経過リース料期末残高相当額(利息相当額控除後)を取得価額とし、期首に取得したものとして「有形固定資産」及び「無形固定資産」に計上しております。また、貸手側は平成19年連結会計年度末日におけるリース資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)を「リース債権及びリース投資資産」の期首の価額として計上しております。</p>

簡便な会計処理

	<p>当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)</p>
1 減価償却費の算定方法	<p>定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。</p>
2 税効果会計に関する事項	<p>第1四半期連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内連結子会社の決算期において予定している剰余金の処分による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当第1四半期連結会計期間に係る金額を計算しております。</p>

追加情報

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
<p>株式の分割</p> <p>当社は、平成21年1月に予定されている「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下、「決済合理化法」という。）の施行による株券電子化に伴い、この制度の取扱対象外とされている端株の整理を行うため、平成20年5月16日開催の取締役会において、「決済合理化法」の施行日の前日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割することを決議いたしました。また、平成20年6月27日開催の定時株主総会及び各種類株式に係る種類株主総会において、発行済株式総数等の増加及び普通株式の単元株式数を100株とする単元株制度の採用等を目的とした定款等の一部変更を決議いたしました。</p> <p>なお、当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当第1四半期連結会計期間における1株当たり情報はそれぞれ次のとおりであります。</p>	
当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 4,272円32銭	1株当たり純資産額 4,245円46銭
1株当たり四半期純利益金額 75円24銭	1株当たり当期純利益金額 592円98銭
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 72円23銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 566円57銭

注記事項

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)																																						
<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">89,033百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">682,665百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">35,403百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">369,420百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">255,783百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">38,275百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">7,981,411百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,523,624百万円</td> </tr> <tr> <td>リース債権及びリース投資資産</td> <td style="text-align: right;">30,734百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産等)</td> <td style="text-align: right;">2,791百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,691百万円、特定取引資産1,136,392百万円、有価証券5,502,983百万円、買入金銭債権388百万円及び貸出金946,506百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は86,350百万円、先物取引差入証拠金は9,731百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">1,009,450百万円</p> <p>※4 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,176,570百万円であります。</p>	破綻先債権額	89,033百万円	延滞債権額	682,665百万円	3ヵ月以上延滞債権額	35,403百万円	貸出条件緩和債権額	369,420百万円	現金預け金	255,783百万円	特定取引資産	38,275百万円	有価証券	7,981,411百万円	貸出金	1,523,624百万円	リース債権及びリース投資資産	30,734百万円	その他資産(延払資産等)	2,791百万円	<p>※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">破綻先債権額</td> <td style="text-align: right;">73,472百万円</td> </tr> <tr> <td>延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">607,226百万円</td> </tr> <tr> <td>3ヵ月以上延滞債権額</td> <td style="text-align: right;">26,625百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出条件緩和債権額</td> <td style="text-align: right;">385,336百万円</td> </tr> </table> <p>なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※2 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金預け金</td> <td style="text-align: right;">158,679百万円</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">673,261百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">8,334,432百万円</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">952,137百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産(延払資産等)</td> <td style="text-align: right;">3,008百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金7,745百万円、特定取引資産601,560百万円、有価証券3,344,984百万円、買入金銭債権427百万円及び貸出金888,532百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち保証金は85,979百万円、先物取引差入証拠金は11,546百万円であります。</p> <p>※3 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">557,958百万円</p> <p>リース資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">2,356,863百万円</p> <p>※4 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,179,347百万円であります。</p>	破綻先債権額	73,472百万円	延滞債権額	607,226百万円	3ヵ月以上延滞債権額	26,625百万円	貸出条件緩和債権額	385,336百万円	現金預け金	158,679百万円	特定取引資産	673,261百万円	有価証券	8,334,432百万円	貸出金	952,137百万円	その他資産(延払資産等)	3,008百万円
破綻先債権額	89,033百万円																																						
延滞債権額	682,665百万円																																						
3ヵ月以上延滞債権額	35,403百万円																																						
貸出条件緩和債権額	369,420百万円																																						
現金預け金	255,783百万円																																						
特定取引資産	38,275百万円																																						
有価証券	7,981,411百万円																																						
貸出金	1,523,624百万円																																						
リース債権及びリース投資資産	30,734百万円																																						
その他資産(延払資産等)	2,791百万円																																						
破綻先債権額	73,472百万円																																						
延滞債権額	607,226百万円																																						
3ヵ月以上延滞債権額	26,625百万円																																						
貸出条件緩和債権額	385,336百万円																																						
現金預け金	158,679百万円																																						
特定取引資産	673,261百万円																																						
有価証券	8,334,432百万円																																						
貸出金	952,137百万円																																						
その他資産(延払資産等)	3,008百万円																																						

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
※1 その他経常収益には、株式等売却益4,857百万円及び持分法による投資利益1,475百万円を含んでおります。
※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額77,373百万円、貸出金償却32,581百万円及び株式等償却9,214百万円を含んでおります。
※3 特別利益は、固定資産処分益884百万円、償却債権取立益331百万円及び金融商品取引責任準備金取崩額687百万円であります。
※4 特別損失は、固定資産処分損244百万円及び減損損失729百万円であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (金額単位：百万円)	
平成20年6月30日現在	
現金預け金勘定	5,166,022
有利息預け金	△3,959,264
現金及び現金同等物	<u>1,206,758</u>

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	7,890,804.77
第1回第四種優先株式	4,175
第2回第四種優先株式	4,175
第3回第四種優先株式	4,175
第4回第四種優先株式	4,175
第9回第四種優先株式	4,175
第10回第四種優先株式	4,175
第11回第四種優先株式	4,175
第12回第四種優先株式	4,175
第1回第六種優先株式	70,001
合計	7,994,205.77
自己株式	
普通株式	169,165.05
合計	169,165.05

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的 となる株式の数 (株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
当社	—	—	—
連結子会社	—	—	51
合計	—	—	51

3 配当に関する事項

当第1四半期連結累計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	53,655	7,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第1回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第2回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第3回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第4回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第5回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第6回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第7回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第8回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第9回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第10回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第11回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
	第12回第四種優先株式	281	67,500	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金
第1回第六種優先株式	3,097	44,250	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日	利益剰余金	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	751,388	90,231	110,282	951,902	—	951,902
(2) セグメント間の内部 経常収益	15,050	667	81,045	96,763	(96,763)	—
計	766,439	90,898	191,327	1,048,665	(96,763)	951,902
経常利益	43,238	11,529	43,683	98,451	(24,816)	73,635

(注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 銀行業……………銀行業

(2) リース業……………リース業

(3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、
システム開発・情報処理業

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	763,059	57,257	67,327	64,258	951,902	—	951,902
(2) セグメント間の内部 経常収益	31,362	19,437	1,536	7,164	59,500	(59,500)	—
計	794,421	76,694	68,863	71,423	1,011,402	(59,500)	951,902
経常利益	59,283	8,072	2,293	12,484	82,133	(8,498)	73,635

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州・中近東」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には中華人民共和国、シンガポール共和国、オーストラリア連邦等が属しております。

【海外経常収益】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	188,842
II 連結経常収益	951,902
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	19.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
- 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに在外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間

※ 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	853,783	853,084	△699
地方債	97,364	96,724	△639
社債	391,739	391,102	△637
その他	11,890	11,656	△234
合計	1,354,777	1,352,567	△2,210

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	1,991,428	3,246,337	1,254,908
債券	11,617,619	11,404,347	△213,271
国債	10,632,152	10,425,263	△206,888
地方債	341,183	337,759	△3,424
社債	644,283	641,325	△2,958
その他	4,902,820	4,767,052	△135,768
合計	18,511,869	19,417,737	905,868

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とし、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当第1四半期連結累計期間におけるこの減損処理額は3,056百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

当第1四半期連結会計期間

1 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成20年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
その他の金銭の信託	6,472	6,410	△62

(注) 四半期連結貸借対照表計上額は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	76,335,596	1,508	1,508
店頭	金利先渡契約	8,306,110	496	496
	金利スワップ	441,435,221	170,295	170,295
	金利スワップション	6,829,315	11,141	11,141
	キャップ	43,386,262	△3,864	△3,864
	フロアー	7,821,920	△15,094	△15,094
	その他	6,361,211	51,976	51,976
	合計	—	216,458	216,458

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	22,973,325	△8,879	△58,444
	通貨スワップション	1,815,553	13,425	13,425
	為替予約	59,948,791	85,328	85,328
	通貨オプション	12,331,841	△18,535	△18,535
	合計	—	71,339	21,773

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	125,284	63	63
	株式指数オプション	42,505	18	18
店頭	有価証券店頭オプション	500,812	0	0
	合計	—	81	81

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	3,628,161	403	403
	債券先物オプション	53,210	△476	△476
店頭	債券先渡契約	50,743	980	980
	合計	—	907	907

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	商品先物	568	28	28
店頭	商品スワップ	538,824	73,486	73,486
	商品オプション	45,196	4,495	4,495
	合計	—	78,010	78,010

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 2 商品は燃料及び金属等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	2,919,326	32,340	32,340
	その他	20	0	0
	合計	—	32,340	32,340

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。
 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

ストック・オプション等関係について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
1株当たり純資産額	円	427,231.55	424,546.01

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日現在)	前連結会計年度 (平成20年3月31日現在)
純資産の部の合計額	百万円	5,285,491	5,224,076
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	1,986,564	2,012,532
(うち優先株式)	百万円	310,203	360,303
(うち優先配当額)	百万円	—	6,479
(うち新株予約権)	百万円	51	43
(うち少数株主持分)	百万円	1,676,309	1,645,705
普通株式に係る四半期末(期末) の純資産額	百万円	3,298,927	3,211,544
1株当たり純資産額の算定に用 いられた四半期末(期末)の普通 株式の数	千株	7,721	7,564

2 1株当たり四半期純利益金額等

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	7,523.83
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	円	7,223.18

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益	百万円	58,096
普通株主に帰属しない金額	百万円	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	58,096
普通株式の期中平均株式数	千株	7,721
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額		
四半期純利益調整額	百万円	△49
(うち連結子会社及び 持分法適用関連会社の 潜在株式による調整額)	百万円	△49
普通株式増加数	千株	314
(うち優先株式)	千株	314
(うち新株予約権)	千株	0
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり四半期純利益金額の 算定に含めなかった潜在株式で、前連 結会計年度末から重要な変動があった ものの概要		—————

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当ありません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

当社は、平成20年7月8日開催の取締役会において、海外特別目的子会社による優先出資証券を発行することとし、かかる優先出資証券の発行を目的とする100%出資子会社を英国領ケイマン諸島に設立することを決議し、平成20年7月18日付で同社普通株式への払込みを完了いたしました。

発行した優先出資証券の概要は次のとおりであります。

1. 米ドル建永久優先出資証券

発行体	SMFG Preferred Capital USD 3 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社
証券の種類	米ドル建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	1,350百万米ドル
配当率	年9.50% (平成30年7月まで固定) 平成30年7月以降は変動
発行価格	1証券あたり1千米ドル
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	米国市場における適格機関投資家向け私募及びユーロ市場における募集
上場	シンガポール証券取引所
払込日	平成20年7月18日

2. ポンド建永久優先出資証券

発行体	SMFG Preferred Capital GBP 2 Limited 英国領ケイマン諸島に新たに設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社
証券の種類	英ポンド建配当非累積的永久優先出資証券 当社普通株式への交換権は付与されません
発行総額	250百万ポンド
配当率	年10.231% (平成41年1月まで固定) 平成41年1月以降は変動
発行価格	1証券あたり1千ポンド
資金使途	本優先出資証券の発行代り金は、最終的に、当社の子銀行である株式会社三井住友銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	米国市場における適格機関投資家向け私募及びユーロ市場における募集
上場	シンガポール証券取引所
払込日	平成20年7月18日

2 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月13日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 正典 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 沼野 廣志 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 裕行 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年7月8日開催の取締役会において、海外特別目的子会社の設立及び当該海外特別目的子会社による優先出資証券の発行を決議し、平成20年7月18日付で払込が完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月14日

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 北山 禎介

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役社長北山禎介は、当社の第7期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記事項はございません。